

岐阜市病院事業公告第9号

一般競争入札の実施について (物件番号1~5)

下記により、自動販売機設置場所の貸付けを一般競争入札に付しますので公告します。

令和3年3月22日

岐阜市病院事業管理者 富田栄一

記

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積等

物件番号	施設名	所在地	貸付箇所 (設置場所)	貸付面積	設置台数	最低入札価格 (貸付期間中の賃貸借料の総額、税抜き)
1	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟4階 渡り廊下	0.99 m ²	1台	79,034円
2	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟1階 自動販売機 コーナー①	0.99 m ²	1台	47,618円
3	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟1階 自動販売機 コーナー②	0.99 m ²	1台	47,618円
4	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟1階 自動販売機 コーナー③	0.99 m ²	1台	47,618円
5	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟3階 中央手術部前	0.99 m ²	1台	47,618円

(2) 貸付期間

令和3年6月1日から令和5年12月31日までの31ヶ月間とし、期間の延長及び更新はしません。

(3) 貸付条件等

別添仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札参加資格の確認申請書提出期間の最終日から入札の日までの期間、次の要件を全て

満たす法人又は個人は入札に参加することができます。

- (1) 岐阜市競争入札参加者選定要綱(平成 13 年 6 月 1 日決裁)に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿(令和 2・3・4 年度 物品・委託・その他)に登録されている者であること。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和 62 年 3 月 27 日決裁)の規定に基づく資格停止を、本件の入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (3) 法人にあっては岐阜市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては岐阜市内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (5) 岐阜市が過去に実施した自動販売機設置場所の貸付けにおいて、次のいずれにも該当しない者であること。ただし、次のいずれかに該当することとなった日の属する年度の翌年度から起算して 4 年目以降の年度に属する日を入札日とする自動販売機設置場所の貸付けに係る入札への参加についてはこの限りでない。
 - ① 落札後辞退した者
 - ② 市有財産賃貸借契約を締結後、市有財産賃貸借契約書(様式第2)(以下「契約書」という。)第 18 条各号(第 2 号を除く。)のいずれかに該当し、契約解除された者
 - ③ 賃借人の都合により、賃貸借期間の満了前に契約解除することになった者
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (7) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 23 年 3 月 31 日決裁)に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の決定や会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
 - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する場合。ただし、ア)については、会社の一方が会社更生

法に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①、②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものも含む。)をした者にあっては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものも含む。)を受けていること。

(11) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による民事再生手続開始の申立てがなされた者にあっては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

3 担当部局

「1(1)自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積等」に掲げる物件の担当部局は次のとおりとします。

部局名称：市民病院事務局 病院施設課

電 話：058-251-5686

F A X：058-252-1335

メールアドレス：byoin-shisetsu@city.gifu.gifu.jp

住 所：〒500-8513 岐阜市鹿島町7丁目1番地 岐阜市民病院

4 入札参加資格に関する事項

(1) 申請書の提出

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書提出要領(以下「提出要領」という。)に従い、提出書類を「3 担当部局」に持参又は郵送(郵送の場合も期間内に必着のこと)し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認結果

確認結果は令和3年4月19日(月)16時までに、FAXにより通知する。なお、この通知期限までに通知がない場合は「3 担当部局」に連絡し確認すること。

5 質問について

(1) 質問方法

この公告の記載内容及び本件入札に関する質問は、質問書(様式第1)に記入のうえ、電子メールで「3 担当部局」に提出すること。

(2) 質問書の受付期間等

令和3年3月22日（月）から令和3年4月12日（月）までの

午前9時から午後4時まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例(平成元年岐阜市条例第45号)に規定する本市の休日を除く。

(3) 質問書への回答

質問書への回答は、質問書に記入された「質問内容」とそれに対する市の回答を記載した質疑応答集を作成し、この質疑応答集を、岐阜市民病院ホームページ(<http://gmhosp.jp/>)に掲載する方法により公表します。

公表予定日は、令和3年4月19日（月）です。

なお、質問書提出者へ個別の回答は行いません。

6 入札保証金及び契約保証金

岐阜市病院事業契約規程(平成31年岐阜市病院事業管理規程第22号)第3条において準用する岐阜市契約規則(昭和39年岐阜市規則第7号)第3条第1項第2号の規定により免除とする。

7 入札の日時、方法等

(1) 入札の日時及び場所

① 日時 令和3年4月27日（火） 午後2時

（入札書等を郵送することにより入札を行う場合(以下「郵便入札」という。)は、郵送先は3の担当部局であり、令和3年4月26日（月）16時までに同部局へ必着)

② 会場 岐阜市民病院 西診療棟5階 中会議室

(2) 入札方法等

① 入札参加者が、代理人に入札させるときは、提出要領で定める委任状(以下「委任状」という。)を提出しなければならない。

② 入札参加者は、提出要領で定める入札書(以下「入札書」という。)に必要な事項を記載し、記名押印の上、提出しなければならない。なお、入札書等は封筒に入れ密封の上、封皮に入札参加者名を記入し提出すること。

③ 入札は、入札日に入札書等を持参し投函するか、郵便入札により行うものとする。な

お、郵便入札は、書留郵便によらなければならない。この書留郵便は、二重封筒とし、入札書等を中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮には入札参加者名を記入し、外封筒の封皮には、「入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札書の記載方法

① 入札書に記載する入札金額

入札書に記載する入札金額は、それぞれの物件について、「1(2)貸付期間」に定める貸付期間(31ヶ月間)の賃貸借料とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札書を提出した者で、岐阜市が定める最低入札価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合においては、当該入札参加者うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 記名押印を欠く入札
- ④ 金額を訂正又は改ざんした入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 金額、名称その他入札に必要とする要件を欠く入札又は確認し難い入札
- ⑦ 法律等の不正行為があると認められる入札
- ⑧ 再度入札において、前回の最低価格を下回らない入札
- ⑨ 同一事項に対し、二つ以上出された入札
- ⑩ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札参加者の負担とする。

(4) その他

- ① FAX又は電子メールによる入札書の提出は、認めない。
- ② 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- ③ 再度入札に付した場合、前回の最低の入札書記載金額と同価格以上の額で入札書を提出したときは、次回、再度入札に参加できない。
- ④ 入札書は、あらかじめ担当者が指示したものとする。
- ⑤ 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ⑥ 本件入札に関し、公告に定めがない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び岐阜市病院事業契約規程の定めるところによる。
- ⑦ 落札者は、消費税及び地方消費税の免税事業者の場合、その旨届出を行わなければならない。
- ⑧ 入札結果は原則入札執行日の2日後(岐阜市の休日を定める条例(平成元年岐阜市条例第45号)に規定する本市の休日を除く。)に岐阜市民病院ホームページ(<https://gmhosp.jp/>)で公表する。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、契約書により、落札後速やかに、賃貸借契約を締結していただきます。落札者が、契約締結を辞退した場合又は契約を締結しない場合には、落札は効力を失い、落札額の 100 分の 10(1 円未満切捨て)に相当する額を損害金として市に納付していただきます。その場合、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を行うことがあります。
- (2) 賃貸借契約は一般競争入札参加資格確認申請書の申込者名義で行います。
- (3) 契約書第 7 条における年度別の納付金額は、貸付期間中の賃貸借料の総額を、貸付期間の年数及び月数により、各年度に均等に分割して定めます。ただし、1 円未満の端数は初年度に含めます。
- (4) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。
- (5) 貸付期間の開始日において、賃借人が、岐阜市競争入札参加資格者名簿(物品・委託・その他)に登録されていない場合は、契約書第 18 条第 12 号に該当するため、岐阜市は契約を解除できます。

岐阜市民病院の概要

(1) 病床数(令和2年4月1日現在)

515床

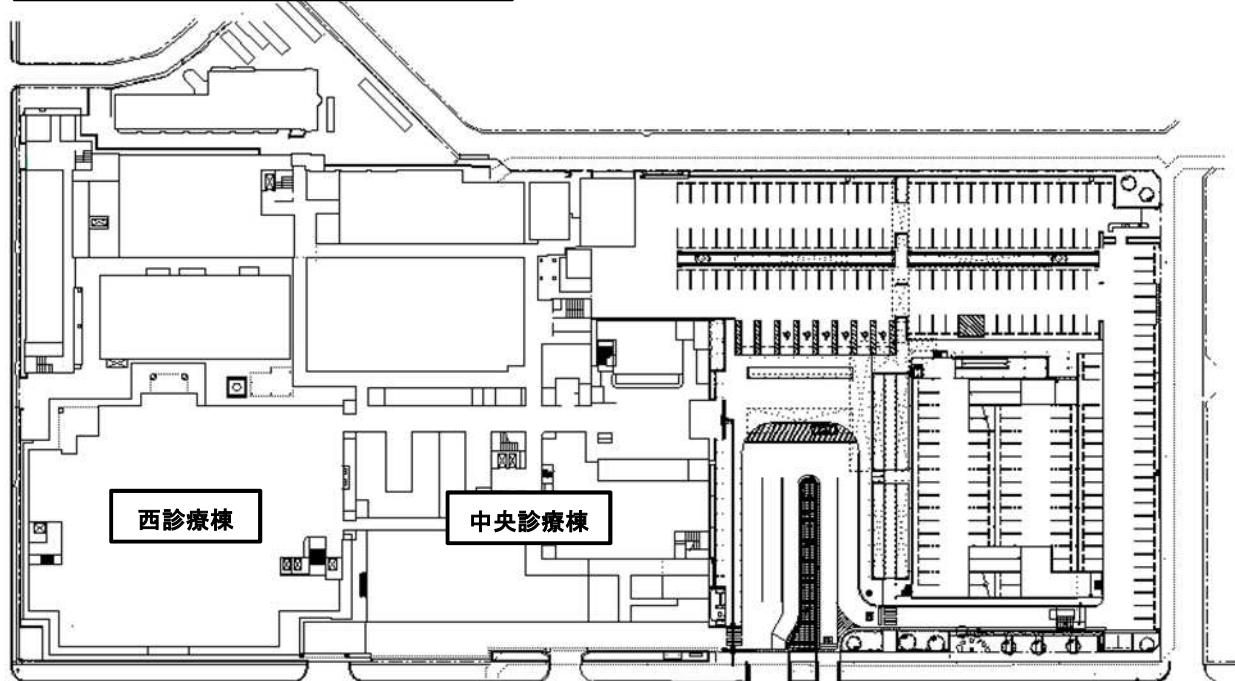
(2) 入院患者(令和元年度)

延べ171,338人(1日平均465人)

(3) 外来患者(令和元年度)

延べ328,482人(1日1,262人)

岐阜市民病院配置図(令和2年4月現在)



一階平面図

様式第1

質問書

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市病院事業管理者

質問者 住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者名

〔 担当者氏名
TEL
FAX 〕

自動販売機設置場所の貸付けに係る入札に関して、質問を行いたいので、質問書を提出します。

1 質問の対象とする物件

物件番号	施設名
	岐阜市民病院

2 質問内容

(注意事項)

- ・質問者欄が未記入である質問書には回答しません。

様式第2

市有財産賃貸借契約書

岐阜市（以下「賃貸人」という。）と
（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。
(信義誠実の義務)

第1条 賃貸人と賃借人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(賃貸借物件)

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

施設名	所在地	貸付箇所 (設置場所)	貸付面積	設置台数
岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地			

(用途の指定)

第3条 賃借人は、賃貸借物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下、「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 賃借人は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、令和3年6月1日から令和5年12月31日までとする。

(契約更新等)

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)

(賃貸借料の支払)

第7条 賃貸人は、前条に定める賃貸借料を、次に掲げるとおり、各年度当初（令和3年度は賃貸借期間開始月の月末まで）に賃借人に納入通知書を送付するものとする。

年度	納付金額
令和3年度	円
令和4年度	円
令和5年度	円

- 2 貸借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃貸人に賃貸借料を支払わなければならぬ。
- 3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、賃借人は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（光熱水費の支払）

第8条 貸借人は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計測する専用メーターを設置するものとし、水道水を使用する自動販売機については、水道料金算定のため毎月清涼飲料水等の販売数量（水の使用量）の報告書を翌月速やかに提出しなければならない。

- 2 賃貸人は、施設全体の電気使用料（基本料金を含む。）及び水道料金（下水道料金を含む）に基づき、電気使用料は当該月の専用メーターの表示する使用量から電気料金額を計算し、水道料金は、検針日の属する月に該当する前項の報告数量に応じた水道料金額を計算し、速やかに賃借人に納入通知書を送付するものとする。
- 3 貸借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃貸人に光熱水費金額を支払わなければならぬ。

（延滞金）

第9条 貸借人は、第7条及び前条に基づき、賃貸人が定める納入期限までに賃貸借料及び光熱水費金額（以下「賃貸借料等」という。）を納入しなかつたときは、市税の延滞金の例により計算した金額を延滞金として賃貸人に支払わなければならない。

（充当の順序）

第10条 貸借人が賃貸借料等及び延滞金を納入すべき場合において、貸借人が納入した金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は免除する。

（契約不適合）

第12条 貸借人は、この契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、賃貸借物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、賃貸借料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

（維持保全義務）

第13条 賃借人は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならぬ。

2 賃借人は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

3 事故等により、設置した自動販売機、販売品、現金等に損害等が発生した場合において、賃貸人は一切の責を負わないものとする。

(維持補修)

第14条 賃貸人は、賃貸借物件の維持補修の責を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて賃借人の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 賃借人は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第16条 賃貸人は、賃貸借物件について必要に応じて、賃借人に対し賃貸借物件や売上げ状況等について、所用の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

2 賃借人は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

3 賃貸人は、賃借人から報告された売上げ状況等のうち、売上数量（本数又は杯数）を、新たな賃借人を公募する際に公開することができる。

(違約金)

第17条 賃借人は、第4条に定める賃貸借期間中に、次条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当し契約を解除された場合は、賃貸借料の1年分に相当する額を違約金として、賃貸人に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 賃借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。

(3) 賃借人が振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 賃借人が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の

申し立てを受けたとき。

- (5) 賃借人が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申し立てを受け、若しくは申し立てをしたとき
- (6) 賃借人が、賃貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 賃借人の信用が著しく失墜したと賃貸人が認めたとき。
- (8) 賃借人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 賃借人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、賃貸人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 賃借人が賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げると、賃貸人が認めたとき。
- (11) 賃借人が、岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条各号の規定に該当するとき。
- (12) 賃借人が、貸付期間中において、岐阜市競争入札参加資格者名簿(物品・委託・その他)に登録されていないとき。
- (13) 前各号に準ずる事由により、賃貸人が契約を継続しがたいと認めたとき。

(原状回復)

第19条 賃借人は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、賃貸人の指定する日までに賃貸借物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(賃貸借料の返還)

第20条 賃貸人は、第18条の規定により、この契約が解除されたときは、既納の賃貸借料のうち、賃借人が賃貸借物件を賃貸人に返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第21条 賃借人は、この契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第22条 賃借人は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は第18条から第20条までの規定により契約が解除されたときにおいて、賃貸借物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について

は、賃貸人、賃借人協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、賃貸人、賃借人それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

賃貸人 岐阜市鹿島町7丁目1番地
岐阜市
代表者 岐阜市病院事業管理者 富田 栄一

賃借人 住所
氏名